

**【質問項目】**

1. 法人事業税について
2. 市町村の境界変更について
3. いじめ再調査委員会について
4. 消防・防災ヘリについて

**【質問本文】**

**1. 法人事業税について**

**■質問（しもづる）**

議案等説明書の四ページの専第一号について、一点お伺いをいたします。

これは毎年のことなんですけれども、税に関する事項は、議会の権能の中でも最も重要な権能の一つでありますけれども、国会の審議スケジュールの関係で専決にならざるを得ないということは理解をいたします。

その中で、法人事業税のガス中小事業者の課税方式の見直しに関しまして、一点目は、これに関して県内でどの程度の事業者がどの程度の影響を受けるのか、そして二点目は、事業者から見たときの有利変更なのか不利変更なのか、その点を教えてください。

**□答弁（税務課長）**

ガス事業者の事業者数及び今回の改正に伴う事業者への影響ということで御質問をいただきました。

まず、一点目でございます。

今回の対象となる中小事業者数でございますが、収入金課税がなされるガス中小事業者は、導管によりガスを供給するもの、いわゆる都市ガス事業者でございます。それらの事業者は、現在、県内に本店を置く法人が十一法人、県外に本店を置く法人が一法人でございます。各家庭にガスボンベを設置して利用させている事業者、いわゆるLPガスとかプロパンガスとか申しますけど、これにつきましては今回の見直しの対象とはなっていないところでございます。これが一点目でございます。

二点目、今回の税制改正が事業者に及ぼす影響でございます。

今回の課税方針の見直しの背景につきましては、平成二十七年度のガス事業法の改正によりまして、平成二十九年四月一日からガスの小売が全面的に自由化になったことによるものが大きいところでございます。ガスの小売が全面自由化になりまして、他の事業者の進出が可能となりました。

これまで収入金課税におきましては、収入金額に一定の税率、今まで〇・九%でございましたけれども、一定の税率を乗じて税額を算定しているところであり、県としましては、所得割に係る課税に必要な経費などのデータを収集しておりませんので、具体的な減収額の試算は困難なところでございます。

一般的に申し上げまして、収入金課税から通常の所得割課税に変更になるということは、収入から必

要経費等を控除できるようになりますので、事業者にとっては有利になる場合が多いというふうに考えております。以上でございます。

## 2. 市町村の境界変更について

### ■質問（しもづる）

はい、わかりました。

あともう一点、一ページの曾於市と霧島市の境界の件ですけれども、こちらのスケジュールについてお伺いしたいんですが、両市の市長から申請が出てきたのはいつになりますか。

### □答弁（市町村課長）

申請は三月二十六日でございます。

### ■質問（しもづる）

はい、わかりました。

議決の年月日だけ出ていたので、これは三月議会に出せなかったのかなと思ったものですから、今ので了解をいたしました。以上です。

## 3. いじめ再調査委員会について

### ■質問（しもづる）

今までも各委員から、寄り添うということについて言及がなされているわけですが、今回の再調査委員会は何を再調査するかということ考えたときに、既にお示しされているとおり、二通りだと思えます。一つは、教育委員会の調査において既に積み上げられた証拠をどう解釈するのか。つまり、いじめを認定するのかわからないのか。それともう一点、新たな事実の積み上げ、つまり新たな事実調査を行うのか。これについて、遺族の方の意向をちゃんと把握しているのか。中身まではプライバシーがかわるから言わなくていいですけども、どちらに重きを置いてほしいのかということもちゃんと把握しているのかというのが一点。

そしてもう一点が、やはりこれも各委員が言及されていますとおり、時間がたっていますので、新たな事実、証拠の積み上げ、再調査ということはなかなか困難をきわめるであろうことが予想されます。その中で、代表質問への答弁にもありましたけれども、他県の再調査委員会を設置した先行事例がありますよね。その中においては、いじめの有無の認定自体が覆った例もあるというふうに答弁がありましたけれども、困難をきわめるであろう新たな事実、証拠の積み上げについて、他県の先行事例をどのように分析・調査をしているのか、そこについて示してください。

### □答弁（学事法制課長）

まず、県教委の調査に関します御遺族の意見でございますけれども、幾つかのエピソードが調査報告書の中に書いてございまして、県教委の調査におきましては、いじめが存在したと認定することはできないというふうにされております。

それに対しまして、御遺族としましては、調査が不十分であって評価の誤りがあり、結論が容認できないというふうにされておりますので、そういった点が調査に当たっての一つの方向性になるのかなというふうに思います。

他県の事例でございますが、他県はそれぞれ異なった事案でございますので、それぞれの再調査委員会において、三カ月から十三カ月程度、調査を行っておりますので、その中でどのような経緯で再調査結果が取りまとまったのかというところにつきましては、また今後、検証をしていきたいというふうに考えております。

#### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

これは要望ですけれども、これから新たな証拠を積み上げるというのはやはり大変な作業になってくると思いますので、ぜひそこは他県の事例、中身の詳細は違ったとしても、どうやって新たな情報を収集したのか、そして情報を収集するからには協力を得なければいけませんので、どうやって協力を得ていったのか、このあたりをしっかりと調査・分析した上で、実のある再調査になるように取り組んでいただきますよう要望を申し上げて、終わります。

### 4. 消防・防災ヘリについて

#### ■質問（しもづる）

一点だけ質問をさせていただきます。

今年度は消防・防災ヘリコプターの機体更新を行うということでもありますけれども、これの維持費の市町村負担分について、現状と考え方を示してください。

#### □答弁（消防保安課長）

消防・防災ヘリの維持管理費の市町村の負担についてのお尋ねかと思えます。

消防・防災ヘリの機体そのものの維持管理費につきましては、全額県で負担しておりますが、市町村の負担につきましては、防災航空センターで勤務しております防災航空隊員の人件費を県と市町村で案分して負担をしております。各市町村の負担額の決め方につきましては、均等割二五％、面積割五％、人口割を七〇％で案分し、負担額を決めているところでございます。

#### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

これをなぜ伺ったかといいますと、とある町の町長さんとお話ししたときに、どうしてもこの負担額が、例えば、飛んでくる頻度といいますか、そういう考えを入れて、離島のほうを何とか減免とかして

もらえないかとか、そういう話を承ったことがあったものでお伺いしたんですね。

今、お話を伺った均等割、面積割、人口割という三つの観点で算定されているかと思いますが、一方で、基地からの距離とか、どれぐらいの頻度で飛んでくるかとか、そういう考えを持ってやっている県というのは、事例を把握されていますか。

**□答弁（消防保安課長）**

各都道府県の中で、防災ヘリを飛ばしているところで協議会というのをつくっているのが、大分以前になりますけれども、十六県ほどございます。その中では、主に人口割とか面積割、均等割というものを使っておりまして、それを参考に本県でも決めたという経緯でございます。

**■質問（しもづる）**

わかりました。ありがとうございます。